

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)  
制定



# 秋冬の福井市を美しくする運動

回覧

11月10日①～11月17日①

私たちの自治会は

\_\_\_月\_\_\_日( )の\_\_\_時からです

(予備日 \_\_\_月\_\_\_日)



清掃場所：\_\_\_\_\_

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを 作りましょう

実践目標：まちの美化 広がる緑と豊かな心 (令和6年4月改定)

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。

主唱

福井市自治会連合会  
福井を美しくする会連絡協議会  
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

【問合せ先】(ごみの処理などについて不明な点がございましたら、下記所属にご連絡ください。)

●不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して  
収集資源センター 35-0052

●市が管理する道路、側溝の泥土の回収に関して  
福井市役所 監理課 20-5555

●市が管理する公園の草に関して  
福井市役所 公園課 20-5460

●上記以外の福井市を美しくする運動に関して  
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361

●可燃粗大ごみに関して  
クリーンセンター 53-8999

●市が管理する水路の泥土回収や河川清掃の事前相談に関して  
福井市役所 河川課 20-5492  
(河川を清掃する際には、事前にご連絡ください。)



※詳細は、裏面をご覧ください。

ごみの分別に関してはこちらをご覧ください

# 一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

## ①ごみステーションに出すごみ

燃やせるごみ	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集する場合があります。
燃やせないごみ （空き缶・空きびん等）	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせないごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越廼地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
草 （道路・神社・河川等）	<b>必ず、泥や土を落とし</b> 、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

◆指定ごみ袋（家庭用）には『自治会名』及び『清掃運動』と書いてください。

◆**ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区の指定日に、ごみステーションに出してください。**

## ②持ち込んでいただくごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

燃やせる 粗大ごみ	<p>持込期間：11月10日（日）～11月22日（金）ただし、16日（土）、17日（日）は除く。 ◆期間を過ぎてからの持ち込みは<b>有料となります</b>。</p> <p>受付時間：11月10日（日）9：00～11：30 11月11日（月）～11月15日（金）8：30～12：00 13：00～17：00 11月18日（月）～11月22日（金）8：30～12：00 13：00～17：00</p> <p><b>持込み先：クリーンセンター</b>（福井市寮町50-41 Tel.53-8999） 持込める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたんなど</p>
燃やせない 粗大ごみ	<p>持込期間及び受付時間：同上</p> <p><b>持込み先：収集資源センター</b>（福井市南江守町2-1 Tel.35-0052） 持込める物：金属製品、自転車（盗難届の有無について要警察確認）など</p>

◆処理手数料減免申請の際必要ですので、**自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）**を、必ずご持参ください。

◆**産業廃棄物**は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

## ③市が個別に収集可能なごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

市が管理する 公園の草	<p><b>必ず、泥や土を落とし</b>、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、<a href="#">右の入力フォーム</a>又は公園課（20-5460 11月11日（月）～18（月））に場所と個数等を連絡してください。※二次元コード（公園の草回収専用）からの連絡推奨→<a href="#">（市が管理する公園以外で出た草に関しては、①ごみステーションに出してください）</a></p>	 <p>※回収には<b>時間がかかる場合</b>があります。</p>
市が管理する 側溝や水路の泥土	<p>後始末は各自治会でお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない場合にのみ、11月11日（月）～11月18日（月）に、<b>側溝の泥土については、監理課（20-5555）</b>まで、<b>水路の泥土については、河川課（20-5492）</b>まで、土のうの個数と場所等をご連絡ください。<b>（市道の側溝及び市が管理する水路の泥土のみ回収します。河川を清掃する際は、必ず事前に河川課にご連絡ください。）</b></li> <li>・回収を依頼する場合、必ずごみ（空き缶等）を取り除いて泥土だけにし、<b>土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で</b>、邪魔にならない場所にまとめてください。（泥を落とした空き缶等は、①ごみステーションに出してください。）</li> <li>・<b>泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。</b></li> </ul>	

## ④自治会で対応していただくごみ（市で処理することができないごみ）

家電4品目	<p>エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、<b>郵便局でリサイクル券を購入した上で</b>、指定引取場所へ持込みをお願いします。</p> <p>指定引取場所（日曜・祝日は除く）：池田金属株 Tel.21-3131 日本通運株福井支店 Tel.36-5561</p>
処理困難物	<p>コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、<b>市が収集も処理もできないもの</b>です。処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。 <b>有料となります</b></p>
パソコン	<p>リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 <b>一部有料となります</b></p>

◆処理費についてはごみステーション美化協力金等をご活用ください。

**※家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんのでご注意ください。**